

西之表市監査委員公表 第8号

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査〔水道事業工事監査〕を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和6年4月12日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 田添 辰郎

水道事業会計随時監査〔工事監査〕の結果に関する報告書

1 監査の対象

(1) 工事書類監査

令和5年10月1日から令和6年3月31日までに完成したもの

(2) 工事実地監査（抽出）

水道課

- ・ 県単交通安全施設整備（西之表工区）に伴う配水管布設替工事（繰越）
- ・ 市道宮原小浦線配水管布設替工事
- ・ 西町上之原線道路改良工事に伴う配水管布設替工事（繰越）
- ・ 城上之原線道路改良工事に伴う配水管布設替工事 4-1 工区（繰越）

2 監査の期日

(1) 工事書類監査

令和6年2月29日（木）から令和6年3月25日（月）

(2) 工事実地監査

令和6年3月18日（月）

令和6年4月2日（火）

3 監査の手続

監査の対象となった工事請負契約について、関係法令・条例及び規則に準拠し、事務執行されているか、工事は工期内に完成しているか等について、書類監査及び実地監査を実施した。

4 監査の結果

令和5年度下期対象工事について、契約関係書類の監査及び実地監査を実施した。

関係書類や現地監査を踏まえて、概ね事業計画に基づいた適正な事業執行がなされていると認めた。